

平成29年度

東大和市地域福祉審議会会議録

第3回 障害者部会

東大和市福祉部

○事務局（小川障害福祉課長） 今、定刻を過ぎておりますので、会議を始めさせていただきます。

私のほうから若干ごあいさつを差し上げますけれども、障害者福祉計画の策定ということで、今年度、非常に忙しい半年間とさせていただきます。

このところで東京都のほうでヒアリングを行うということで、実はあしたはその日程でございまして、障害福祉計画、今日お配りした資料2ですね。東京都のほうもその方針の数字を携えてヒアリングを行ってまいります。

この後、ご連絡差し上げたところですが、来月にもう1回会議を開かせていただきまして、年末にはパブリックコメントという流れで、この後1月、2月ごろまではちょっと忙しい時期になると思いますけれども、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

そうしましたら、ここからの進行につきましては、部会長さんの説明で案内したいと思います。

○A部会長 それでは、よろしくお願いいたします。

○A部会長 それでは、障害者部会を始めたいと思いますが、まず議事に入ります前に、本日、傍聴の方のご都合があるということです。本審議会につきましては原則公開という形になっておりますので、また定数につきましては部会長が決定して、部会長が指定するということになっておりますので、この件につきまして本日1名の方の傍聴希望者がいらっしゃいますので、入場していただければよろしいでしょうか。

それでは、傍聴の方に入場していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに移りますけれども、まず議事の1番、計画の名称・理念等についてということで、資料1の関連になりますが、では事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長） それでは、議事の（1）計画の名称・理念等についてご説明させていただきます。

資料1をごらんください。

計画の名称等につきましては、前回第2回の部会でご審議いただいたところであり、前回のご意見等を踏まえて案を改めてお示しするものであります。

まず、計画の名称についてでございますが、現行の計画では「第3次東大和市障害者計画 第4期東大和市障害福祉計画」という名称でございます。次期の計画につきましては、これに加えて「障害児福祉計画」が加わるということで、正式な名称で申し上げますと、「第4次障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画」というような名称になるところであります。

しかしながら、これを市民の皆様に読んでいただく場合に、非常に長い名称になってし

もうということでわかりにくさということもありますので、前回お示しした案では、「東大和市障害者プラン」ということでお示したところですが、3つの計画が一体的になったものというような意味合いをあらわしていることで、「総合」というのをつけたほうがよろしいのではないかとということで、メインの名称につきましては、「東大和市障害者総合プラン」というような名称にしてはいかがかと。そして、括弧書きで（第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）というように、括弧書きをつけるような形の名称にしてはいかがかとということのご提案でございます。

それでは、続けてご説明させていただきたいと思います。

その裏の2、計画の理念についてというところでございます。

こちらのほうは前回もお示ししまして、これまで第1次の計画からいろいろな変遷がございますが、次期の計画としまして一番伝えるところですが、加えるべき視点として今回、障害児福祉計画が入ったということで、障害児から高齢者まであらゆる世代の人を対象とした計画になるというようなことが1点。

それから、国の基本指針の中で示されております共生型社会の構築という視点を明確に打ち出すというようなことが2つ目の視点。それを踏まえて、一番下の表にあります「障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を」というようなのを計画の理念にしてはいかがかとというようなご提案でございます。こちらのほうは、次の3の計画の目標についてというところとも関連しますので、あわせて3の計画の目標についての説明を差し上げたいと思いますけれども、従前の計画で目標ということで4つの目標を掲げておりました。

そのうちの4番目の目標、ともに生きる地域づくりというところにつきまして、今回の計画の理念で共生社会というような言葉づかいをするということもあわせ持って、「共生社会の実現を目指した地域づくり」を、目標にしてはいかがかとというようなご提案を差し上げたところであります。

ここまでは前回でお示したところですが、一番下の※印のところ、「共生」という言葉についていろいろご意見がございました。それを踏まえてもう一度「共生」という言葉を見直したらどうかというようなことで検討しましたが、国の基本指針の中で「共生社会」という言葉の説明がありまして、「障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」、これを「共生社会」というふうにいいますよというふうなことが指針の中にございましたので、そういう意味で「共生」という言葉を使うのであればふさわしいのではないかとということで、一応現況の案としてはいろいろご意見はございましたが、この計画の理念と目標の中の「共生社会」というような言葉づかいについては、ご提案どおりでできたらなということでございます。

それから、最後のページ、こちらにつきましては、現行の計画の中では施策を体系的に羅列しているという形ですが、もう少し張りをつけ、東大和市の現状と照らし

合わせて重点的に取り組んでいく施策というもお示したほうがよろしいではないかということで、ご提案として出させていただきました。

大きく3つの重点の施策に取り組んでいくということで、第1が、障害者の権利擁護、理解促進のための施策。

こちらのほうは、事前調査の中で特に望まれている施策として筆頭に挙がっていた項目であるということと、それから、差別解消法ですとか虐待防止法というところで、新たに制定された法律を着実に取り組んでいくというようなことも重要であるというような視点から、第1の重点施策に掲げさせていただいております。

それから、第2の施策として、地域で安心して暮らし続けるための施策。

こちらのほうは、今回の計画策定に当たっての国の指針の中で、介護者の高齢化、あるいは障害者自身の障害の重度化というようなことの課題があり、地域でそのまま安心して暮らし続けるための施策が重要であるというようなところが示されておりますので、それに基づいた種々の政策を重点的にやっていく必要があるであろうというようなことで書かれておるところであります。

それから3点目が、障害者の経済的自立と就労のための施策。

こちら事前のアンケートの中で経済的な自立という部分が大きな課題として入っております。また、障害者雇用促進法の改正でますます一般就労というところを取り組まなければいけないということになっておりますので、就労の関係の施策について重点的に取り組んでいこうというものでございます。こちらについても前回の提案で特に大きな変更はございません。

以上で、名称、それから理念、計画の目標、重点施策という柱の部分を本日掲げることができたらというふうに思いますので、ご提案させていただきます。

OA 部会長 ありがとうございます。

それじゃまず、資料1の(1)計画の名称です。今までの部会等のご意見も踏まえた上で、「総合」という文字を加えて、この3つの計画を統合した「障害者総合プラン」というふうな形で表記してはいかがかという事務局提案ですが、これについていかがでしょうか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

じゃ計画の名称については、「障害者総合プラン」ということで審議会としても一致した意見としてよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、2番の計画の理念ですけれども、第1次から出てまいりまして、今策定中のものについては特に変えるべき点として、障害者、高齢障害者までというふうな世代を超えたというところと、それから支え合うというようなことで共生型社会の構築という視点を強調した上で、「障害がある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を」といったような理念ということで、調整していったらどうかというこ

とが出てきていますが、こちらにつきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、その次ですが3番目、計画の目標についてということで、目標1から目標4、目標4については「共生社会実現を目指した地域づくり」ということで、「共生」については第2回の部会で、市側も「共生」の意味合いの語源みたいなことをお話しした記憶はあるんですけども、これは事務局のご指摘部分として、一番最初の障害者基本法に基づく推計なんかが出された時点だったかと思うんですが、「常なる共生社会」という言葉が強調されてここで使われて、それ以降、一つの障害関係の計画の基本的な概念というふうなことで私も理解しておりますので、語源には私はちょっと出しゃばった言葉だと思っていて、私はこの「共生社会」を使わざるを得ないかなというふうに部会長としても思っております。

すみません、余計なことを申し上げました。

3の計画の目標についてですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員B 目標4の一番最後から右上のアンダーラインを引いたところなんですけれども、趣旨は本当にあれにしても、自助、共助というと、公助はないんですかと、必ず大半の人が気になるかと思うんです。その前の安全安心なまちづくりのところまで、具体的に市役所が主導して取り組むところでも、もう公助の部分は書き込まれているというふうに思えばいいのか、それとも特段、自助、共助、公助というところの自助と公助だけにとどめたように見える、表現がちょっと誤解も含めて招くんじゃないかと心配していたんですけども、いかがでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長） 事務局といたしましては、公助の部分というのは委員のおっしゃるとおり、当然、やるべきものという前提で種々取り組みますよと。その上で自助、共助という概念を強調するような形で進めていきたいと思いますという指針で、決して公助をやりませんという意図はないというところではあります。ただ、ここだけさらっと読んだときに、公助はどこにいったのかといわれると、確かにご指摘のとおりかもしれません。

○委員B というか、すみません、趣旨なんですけれども、そうであるならば、課長のおっしゃるとおりだと思いますが、「安全安心なまちづくりなどを進め、自助、共助のまちづくりにも取り組みます」というような指針にさせていただくと、よりわかりやすいかなと。やっぱり自助というと、自分のことは自分でしろよと、共助は地域で助け合い、それで全部やれということかと、ちょっと若干ひねくれた発想になってくるかなと、誤解も招くこともあるかなと思ったりします、老婆心ながら。

○A部会長 自助、共助、公助というのがいつごろ出てきたのか、一時期から使われるような言葉だとお見受けしますけれども、ご意見をお伺いして、またこれにつきましては事務局のほうでもご検討いただいていると思いますが、その自助、共助、公助についてはご意見

として承ったということでもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

ほかにこの計画や目標について委員からご意見とかないでしょうか。よろしいですか。

はい、そうしましたら、最後のところですが、重点施策について新規というふうに記してありますけれども、以前の部会でも説明していただきました事前調査などの中から見えてくる課題等ということで、これを重点施策に落としていこうということで、1、2、3ということで、主に白丸で具体的な項目を整理していただいていますけれども、こちらについてはいかがでしょうか。

すみません、Aからですが、この内容については異論はないんですけれども、最終的にこういった方針が市民に見ていただくようなスタイルになっていくと思うんですけれども、例えば下から2つ目の白丸に「地域開拓促進事業」という言葉がありますけれども、こういった事業があるということはわかると思うんですけれども、この事業は一体どういう事業なのかというのが、わかる人はわかるんでしょうけれども、わからない人はわかりにくいなという印象があって、今日の議論の内容とは違うんですけれども、意見としてでき上がりに向けて、それに応じて市民にわかりやすいような解説をつけるのか、地図をつけるのか、難しいのかもしれないんですけれども、そんなこともちょっと入れていただけるとありがたいなど。これは意見です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、本日の議事の1番目の計画の名称・理念等については、幾つかのご意見をいただきましたが、それを承った上で本日については、次の議題に移らせていただきたいと思います。

そうしましたら、議事の2番目です。

こちらのほうはちょっと分量がありますので説明が大変だと思いますけれども、第5章に該当する部分で数値目標と確保のための方策、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画に該当する計画ですが、説明をよろしく願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長） それでは、議事の2についてご説明させていただきます。

1 1月に第4回の障害者部会を予定しておりますけれども、この計画は先ほど申し上げた3つの計画が一体的になっております。そのうち第5章が障害福祉計画、障害児福祉計画に当たる部分でございますので、次回と分けて次回は障害者計画、第4章の部分に当たるんですけれども、内容的にはこの第5章に書かれていることも含まれた内容になりますけれども、次回に第4章の方審議をいただくということで、本日につきましてはこの第5章の部分のご審議をお願いできればということで、資料のほうを用意させていただきました。

1 ページめくっていただいて、ページ数で言うと71ページのところからですけれども、

本当に小さい字で申しわけありません。右側のコメント欄というのがございまして、そこでそういう表記にしたことの趣旨を説明しておりますので、このコメント欄を含めて印刷しますとこんな形になってしまいまして申しわけないんですけれども、これに基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

それで、この資料の網掛けの部分、第5章と第5期東大和市障害福祉計画というところは、もともとのところなんですけれども、網掛けになっている部分が前回、現行の計画から書き改まっている部分ですというようなことを、まず前提としてお読みいただければというふうに思います。

それで、まず第1として、国が平成32年度の数値目標を示せということになっております。その国の項目立てに従いまして、それに見合った数値目標をお示しするというのが第1節の部分でございます。今回、前回までご審議いただいた中で報告してまいりましたが、障害児福祉計画の策定ということが義務づけられましたので、この数値目標も障害児福祉計画で示すべきものを一体的にお示しするという形になっていくということ、まず前段の説明書きの中で述べております。

1番目の項目が、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、この71ページに書いてあるものは、国の基本指針でこういうことを述べていますよと。ここのポイントは、平成28年度末の施設入所者の9%以上が地域生活に移行すること、それから、平成32年度末の施設入所者を2%以上削減することという2点が国のほうで示されている方針でございます。

1ページ目をめくって72ページですけれども、こちらのほうに次に東京都の基本的な考え方を書くというようなつくりになっております。ただし、東京都の審議会が施策推進協議会というところで審議しておりますけれども、まだそこで具体的なものが示されておられませんので、ここに書いてあるのは現状の計画のものであります。

その下の市の目標設定というところが市が示すもので、ここの数値目標につきましては前回までご審議いただいた内容を落とし込んだ内容になっております。

まず、地域生活への移行者につきましては、目標値が4人で8.7%でして、国の目標を若干下回るような目標設定でございます。その辺につきましては現在の入所者の実態等を審議いただいた中で、地域の実情を反映させてというような内容になっております。

それから、入所者数につきましては、目標の28年度末の46人を32年度末には43人の3人減ということでマイナス6.5%、こちらのほうは国の目標値を上回る形での目標を設定させていただいております。

次のページ、2番目の項目なんですけれども、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということでございます。国の基本指針は、この部分は前回現行の計画と比べて、大きく国の基本指針が書き改められております。その中で特に区市町村に新たに求められたというのが、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

でございます。こちらにつきましては、市の目標設定のところにありますとおり、東大和市においては、精神保健福祉関係者連絡会というのが従前から活動しておりまして、そこで国が想定している協議の場の機能をかかわることができるのではないかとということで、それをこの協議の場に当てるということで設置ということでございます。そして、現在もそうなんですけれども、この精神保健福祉関係者連絡会が地域自立支援協議会と連携するようなシステムになっておりますので、自立支援協議会と連携しながら支援体制を進めていくということでございます。

それから、国に関する退院率というようなことについては、都道府県単位で定めるというふうにしておりますので、市で特に定めることはございません。そのかわりに参考数値として、次の74ページに入院患者年度数と1年以上の入院者数という表がございます。これは東京都のほうから各自治体に配られている資料なんですけれども、最新のもので26年度というものがございます。それを24年からの3カ年を参考の数値として掲げて、これを見ますと入院者はなかなか減っているという状況でもない。それから、1年以上の入院者、いわゆる長期のほうも減ってという状況になかなかないというところで、ここら辺の数値を減らしていくということを考えていかなければいけないということで、参考として掲載させていただきました。

それから、75ページの3番目、地域生活支援拠点等の整備、こちらにつきましては、現行の計画でも目標を掲げようということになっておりますが、整理が全国的になかなか進んでおらないということで、国の指針におきましても32年度末に延長するような形でのお示しがありました。東大和市では現行の計画においては、設置するというところまでの計画は掲げていないところなんですけれども、次期の計画においては32年度末には1カ所設置しようという計画、数値目標を掲げるということでございます。その方策としましてその下に書いてある「は〜とふる」が1つはできたということが大きな推進材料になっておりますので、「は〜とふる」と精神障害者の地域生活支援センターであるウエルカムの機能充実を図るということを中心に、面的な整備を行っていくというような目標設定を掲げるところであります。

続きまして、76ページ、こちらのほうは就労にかかわることでございます。国のほうの指針では一般就労の移行実績1.5倍、それから就労移行支援事業の利用者2倍以上というようなことが示されております。市の目標設定につきましては、ここの部分は重点施策の3番目ということで掲げたということもございますので、やはり積極的な数値になっております。

まず、福祉施設から一般就労移行者、いわゆる作業所とかで一般就労される方、こちらにつきましては国の指針に沿って1.5倍の6人ということで見込んでおります。

それから、就労移行支援事業の利用者、こちらにつきましては平成28年度実績では10人ということですから、国のコメントのところに小さく書いてあるんですけれども、2

7年度においては16人おりましたので、その2割増としての20人ということで、平成28年度と比べると5倍増になりますけれども、決して無理な数字ではなかろうということで、20人ということで設けさせていただこうということでございます。

それから、77ページです。こちらに4つ目標がございます。これのうちの上の2つ、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合、就労定着支援による職場定着率、こちらにつきましては国が掲げている目標であります。

まず、就労移行率のところは、東大和市内ということでございますと、昨年度に開設した総合福祉センターで初めて就労移行支援事業所を設けましたので、そこでこの3割以上という目標を達成するという意味で、1カ所という目標を掲げております。

それから、就労定着支援というのは新しいサービスなので見込みが立てられないところですが、これは国の指針に沿った8割という目標を掲げております。

それから、その下の区市町村就労支援事業による一般就労者、区市町村就労支援事業により就業した者の職場定着率、この2点は国ではなくて、東京都のほうで個別に掲げる目標であって、市町村もそれに倣って掲げられるのであれば掲げてくださいというような目標ですので、重点施策に位置づけたということもありますので、市としてもこの目標をしっかりと定めたいということで、この一般就労者については1.5倍、定着率8割というところは、国の目標とするところと合致するような人数を掲げたところであります。

続きまして、最後です。78ページ、5番目、障害児支援の提供体制の整備等、こちらのほうは障害児福祉計画に当たるものであります。

新たに目標が設定されていますが、市の目標設定としまして、国の掲げております児童発達支援センターにつきましては、32年度末までに1カ所設置すると。それにあわせて保育所等を訪問支援という事業も実施していくということで、その目安としましてやまとあけぼの学園という児童発達支援を行っている施設の老朽化対策にあわせて機能を付加して、児童発達支援センターへの移行を検討していくというようなことでございます。

それから、国の基本指針の中で示されています重症心身障害児を支援する児童発達支援の事業所、放課後デイサービスの事業所につきましても、市内だけということだと限りのあることだと思いますが、1カ所以上をそれぞれ確保に努めるということで掲げております。

それから最後に、医療的ケア児の支援という部分に重きを置くということで、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場、こちらにつきましては自立支援協議会を活用して設置していくというような目標を掲げたところであります。

以上が大きな数値目標に当たる点であります。

次の第2節は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の見込み量、それからその確保のための方策という部分でございます。

ちょっと数字が並びますが、全体を通した説明で申し上げますと、平成27年度から2

9年度、こちらのほうが27、28は実績で、29年度というのはまだ実績が出ておりませんので見込みの数値ですが、この見込みの数値というのは現行の計画の中で見込んだ数値を落とし込んであります。それらを踏まえて30年度から32年度の見込み数値を示すという形になっております。

そういう意味で、例えば一番上の行の居宅介護に関して申し上げますと、平成27年度の人数でいいますと146人、28年度が153人、29年度の見込みが160人で、大体おおむね見込みどおりに推移しておりますので、この後5人ずつ伸びるというような見込みが立っているというような形です。

その下の重度訪問介護に関していいますと、こちらは時間数で言ったほうがわかりやすいと思うんですけども、時間数は29年度が5,600時間。これは1カ月当たりの利用時間になりますけれども、それが現行の計画では29年度に5,600時間になるであろうということでしたが、実質としては27年度が4,211時間、28年度が3,913時間ということで、時間数としては見込みまで届いていないということを踏まえて、30年度以降の見込みの数値は、現状の実績を踏まえて4,600、4,900、5,200というような見込みになっているというふうにごらんいただければと思います。いずれにしても、利用者という部分では伸びていくであろうという理由を挙げております。

そして、次のページ、80ページです。それに対するサービスの見込み量確保のための方策について書き込んであるところですが、ここではサービスの提供体制の充実ですとか、サービスの質の確保というところを努めていきますということを述べております。

2番目の日中活動系サービスの1番目、生活介護につきましては、こちらは前段の数値目標の部分を示してありますが、入所系の生活介護については入所者そのものを散らしていくという目標で、32年度まで43人にしていくというような目標の数値を掲げているところであります。それから一方、通所は在宅で通所をご利用される部分につきましては、その下のところに書いてあるんですけども、障害の重度化という部分がやはり傾向として出ておまして、今まで就労継続支援B型の利用者だった方が生活介護のほうに回っていくとかというようなことが、ここに書かれております。さらに重症心身障害児・者の増加ということも傾向として出てきておりますので、そういうことも踏まえると、この通所の部分の生活介護というのは数的には増えていくであろうということでもあります。

次のページで81ページです。見込み量確保のための方策、そのうちの「は～とふる」の定員増というところがこれの対応策になりますけれども、増やしただけではなかなかない部分もあるというのがこの③です。最重度の重症心身障害児・者の受け入れが可能な施設は市単独で確保することは困難であるため、東京都に対して広域的な整備を求めていきますというようなことを申し添えた形で、この辺についてはこれまでの議論の中でご意見もちょっとありましたので、加えてはいかがかなというようなことでご提案させていただきます。

それから、(2) 自立訓練につきましては、こちらは要望していた方々のほうで新たに可能になったサービスというところで、このサービスそのものは知的障害者、精神障害者の方が自立した生活が送れるように、2年間という期間ですけれども訓練するというような意味合いのサービスでございますので、これの重点施策の2番と関連する部分で、東大和市には他の自治体には余りこの生活訓練というサービスをできる事業所というのが少ないんですけれども、東大和市の一つの特徴として使っていけるかなということで、ここの利用者を増やしていくということを目標として掲げるということでもあります。

次に、3、就労移行支援、こちらにつきましても先ほどの就労についての重点施策に重なる部分ですので、人数的に国の指針ですと2割増しというところですが、28年度実績からすると最終的には倍くらいを見込もうということで設定しています。

続いて、82ページです。就労移行に関しましても、新たに「は〜とふる」を開所しましたので、それを生かしていくということのための方策としております。

それから次に、就労継続支援についてでありますけれども、A型、B型とございます。A型につきましては、従前、事業所が少ないということもありまして、余り人数の伸びが現状ありませんでしたが、近年、近隣に事業所が増えたということで利用される方もふえています。それを踏まえて、今後も利用が増えるであろうということの見込みも立てております。就労支援B型、こちらは主に市内作業所というようなところがございまして、こちらで行っている事業がB型の事業が主です。そういう意味で利用者というのは非常に多くなっておりますけれども、今後も特別支援学校の卒業生、それから一般就労に向けた準備訓練の場としても大きな意味合いがあるということで利用を見込んでおります。

それから、(5) 就労定着支援につきましては、平成30年度からの新しいサービスですので、見込みの数値については31年度から設けてあります。定着の支援をするということですので、自立訓練ですとか就労移行支援を卒業した人が利用するという意味で、31年度からの数値を見込んだところでもあります。

次のページです。この就労定着支援については、主に就労移行支援事業所がそれを担うような国のイメージも示されておりますので、それらの事業所に指定を呼びかけていくということが確保の方策としてあると思います。

6番目が療養介護、こちらが主に重症心身障害者の入所のサービスでございますので、人数的には多くはありませんが、これまでのご議論の中で、なかなか通所できて希望者が多くて利用が困難だというようなご意見もあります。医療的なケアが必要な方が多いということもありまして、これを市内に確保するというのはなかなか困難な状況もありますので、東京都による広域的な整備ということにちょっと触れさせていただいているようなことでもあります。

それから、7番目の短期入所につきましては、こちら非常に要望が大きく出ておりますので、その実績を見込んだ数値を見込むことになっております。

続いて、84ページです。今の短期入所の見込み量確保のための方策といたしましては、「は～とふる」の短期入所の場所を2床つくりました。それらで対応していこうということとでございます。

それから次に、グループホームです。居住系サービスの確保を軸としてグループホームにつきましましては、こちらのほうも自立生活のかなめとなる面であります。

知的障害者の部分につきましましては、27年度が78、28年度が73、29年度の見込みが78ということで、若干28年度で落ちているように見えますけれども、実は29年度に新規のグループホームが設置して利用したということで、今10月1日現在でこの知的障害者のグループホームの利用者というのは81人になっております。ですから、予定の計画での見込み数を上回るご利用になっているというような現状がございますので、さらに今後も利用は増えていくというふうに見込んでおります。

それから、精神障害者に関しましては、従前、通過型ということで、3年くらいの期間の間に自立した生活に移行するというようなことで捉えてきたところです。そういう意味では利用者がどんどん入れかわってきますので、そのときどきの利用者でいいますと横ばいぐらいなのかなというふうに考えております。ただ一方、そういう地域移行がなかなかままならないというような方も近年増えておりますので、知的障害、身体障害では滞在型というのが主なんですけれども、こちらの精神障害者についても滞在型というのを今後考えていかなければいけないということを示したところであります。

続いて、次の85ページ、施設入所支援、こちらは先ほど申し上げた大きな数値目標とリンクすることで、32年度の入所者については43人ということで減らしていきましようということです。

それから自立生活援助、これは新しいサービス認定であります。イメージとしましてグループホームから地域移行という方が、一定期間に支援を受けて安定した自立生活が送れるようにということで新しく設けられるということで、ここも利用者という方がなかなか見込めないところですけども、2名くらいずつということで、事業者としては現在グループホームをやっている事業者等を想定して指定を働きかけていくことを考えております。

続いて、86ページです。相談支援サービス、こちらのほうは平成28年度末の時点でほぼ全ての方に計画相談が想定されております。全国平均でいくとまだまだ100%に至っていないところが多いんですけども、東大和市においてはこの達成率ということでは既に99%ということになっておりますので、今後の目標としましては相談支援員や事業所の拡充、今、市内7カ所に相談支援事業所がございますが、利用者が増えるのに伴って取り扱う件数が増えております。そういう中で相談支援専門員というのは、かなり仕事の負担が過重になっているというところもありますので、そういう相談支援専門員を増やすということと、事業所の数も一定程度増やすということを目指して掲げる

ということと、もう1点が、計画相談の質の部分です。向上させていこうということを目標に掲げたということです。

それから、第3節です。87ページ、こちらのところが障害児の福祉計画に当たる部分です。

今回、児童福祉法に規定された障害児支援の数値目標ということで、1番目が児童発達支援、こちらのほうは就学前のお子さんが療育等を行うために通う施設でのサービスということです。これと次のページの放課後等デイサービスというのが、その次につながるものです。学齢児、小学生から高校生までが利用できるサービスとして放課後等デイサービスといいます。ですから、この児童発達支援をある意味で卒業した方がすぐに放課後デイにつながっていくというようなことが想定されます。

そういう中で、現状では放課後デイというのは非常に増えているんですけども、それに比べるとやや緩やかな増加にとどまっておりますが、今後も利用についてはふえるであろうということが見込まれます。それに伴って事業所の整備ということが求められるわけですけども、先ほど申し上げたやまとあけぼの学園を児童発達支援センターに位置づけるということであれば、おのずと拡充が図られるということが1点と、もう一つ、大きな点では重症心身障害児が利用できる事業所の整備ということが課題となります。

2番目の医療型児童発達支援につきましては、これは現状では都内の多摩地区で事業所が1カ所ぐらいしかないサービスにとどまっておるということで、この医療型児童発達支援と重症心身障害児が利用できる医療型児童発達支援との区別というのが、ややわかりづらいところがあるんですけども、現状ではそういう多摩地区で1カ所のみということなので、目標数値としては押さえる数値になっております。

続いて、次のページ、放課後等デイサービスです。こちらにつきましては非常に第4期の期間に急増してしまっただけで、その要因としては、発達障害の児童の増、それから法内の児童福祉法に基づくサービスということで、利用者負担を含めて利用しやすくなったということがあります。利用のつどのサービス1回について1割を負担するというのが、このサービスの原則になっております。放課後等デイサービスでは大体1回利用すると、サービス料というのは1万円くらいなんです。ですから、そのうち1割を負担するとすると1,000円で、ただし、子育て世代の負担軽減ということがありまして、月の利用者負担上限額が通常おおむね4,600円というふうになっておりますので、5回以上利用すれば何回使っても4,600円ということもありまして、非常に利用しやすくなったということもありまして増加しております。

ある意味ではそれを裏返すと、事業所にとっては非常にもうかるということなんです。だから、法の施行後、民間事業所というのが大量に参入しました。それに伴って非常にサービスの質の問題が問われています。東大和市ではそういうこともあって、市内で障害者サービス等の実績のある事業所さんに新規でやるのであればやっていただくということで、

ある意味で事業所数を抑えていったところがあるんですね。そういうことで、一方で市内には少ないので市外のそういう事業所を利用するという方も増えておりますので、そういう意味で今年度に事業所を増やして、4カ所ということになっております。さらに、重症心身障害児だけじゃなくて、近隣事業所の活用というのが新しい計画の中でも目標として定められておりますので、そこを整備することも含めて取り組んでまいろうということでございます。

4番目の保育所等訪問支援、こちらにつきましては先ほどのあけぼの学園の老朽化に対応するということで、児童発達支援センターとして検討しておりますので、この保育所等訪問支援については児童発達支援センターで行う地域支援ということになりますので、32年度に設置ということであれば、それにあわせて事業が開始されるであろうということを見込んでおります。

それから、次の居宅訪問型児童発達支援、こちらについては30年度から新たに設けられたサービスということで、児童発達支援については通うということが原則ですけれども、それができない程度の重度の方に対しては、訪問して児童発達支援や、ここに児童発達支援となっているんですけれども、次のページを読みますと児童発達支援だけじゃなくて、放課後等デイサービスなんかも訪問でやるのもこの訪問型児童発達支援というようなことらしいので、そういうものも含んで利用するというのが一定程度見込まれると思います。しかし、訪問して事業を展開するというのはある意味でかなりハードルが高い事業になりますので、そういう事業所がどれだけ入るのかというのが見込めないで、数値的には若干抑えた数値となっております。そういうことができる事業所に指定を呼びかけていくということを想定しております。

障害児の相談支援です。こちらのほうも先ほどの成人と同様にほぼ100%実施をされておまして、一方、事業所の障害児相談専門員の数というのが不足が見込まれますので、そういうところも充実させていこうということでもあります。

それから、最後の医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター、こちらは今までのご議論の中にちょっと入れてなかったんですけれども、よくよく国の指針とかを見ますと、コーディネーターを置くという方向性が見込み量を示せということになっているようです。この点についてはちょっとイメージがつきづらいので東京都に確認したんですけれども、東京都においてはこういうコーディネーターを養成するほうの事業を東京都でやるというふうにおっしゃってございました。そういうことなので、市の目標としては、次のページにありますコーディネーター養成の研修の受講を促していくということがまずとっかかりかなということで、そのように記載しております。

この医療的ケアについては、90ページのところにあるんですけれども、重症心身障害児で気管切開だとか人工呼吸器だとか、そういう方以外に重症心身障害、体のほうの障害はそれほどではないけれども、医療的ケアが必要なお子さんというのが増えているという

ことが全国的に課題であるというのが国の認識で、東京都内で1,600人くらいらしいんです。これを市の人口に換算すると数人程度なんですけれどもいらっしゃるということで、その方たちがこのサービスの谷間に落ちちゃうようなことがあるというところでの対応ということでございます。

長くなってすみません、最後の地域生活支援事業です。91ページから地域生活支援事業なんですけれども、こちらのほうは今まで申し上げてきた国の全国的な統一された給付費の事業ではなくて、実施主体の市町村において市町村の独自性を生かして実施する事業と。その中でも必須の事業と、市町村が任意に行う事業というのがございます。前半のほうに掲げております事業は必須の事業ということで、やり方はともかく全国の各市町村で取り組まなければいけないというような事業になっております。

1番目は、理解促進研修・啓発事業、こちらにつきましては障害者週間に合わせて障害者理解・啓発のためのパネル展示等を実施しております。それにあわせてイベントも実施しているというところをこの事業として充てるということでもあります。

それから、自発的活動支援事業、こちらのほうは障害者の団体等に対して自発的な活動の支援を行うということで、市におきましては情報提供の部分で、市のホームページ等を利用して情報提供に努めるということを目指して掲げております。

続いて、92ページです。相談支援事業とあるんですけれども、1番目は基本的な相談支援事業ということで、東大和市においては従前から社協に委託しておりました精神障害者を対象としたウエルカムのほうで事業を行いました。それに加えて昨年10月に「は〜とふる」が開設して、身体障害者、知的障害者についても対象にするとした相談支援事業がありまして、ここで3障害が整ったということでございます。

2番目の基幹相談支援センター、こちらにつきましては相談支援の中核的な役割を担うということで、これまでの計画では相談支援事業所の整備が急務であるため、そちらの数をそろえていくということを主な目標として、基幹相談支援センターについてはいついつ設置という目標は立てておりませんでした。しかし、「は〜とふる」ができたということもありまして、「は〜とふる」やウエルカムを中心に基幹相談支援センターというところに取り組んでいこうということで、32年度設置という目標を掲げております。

地域自立支援協議会におきましては、既にお話をしているところです。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業、ここの書き出しなんですけれども、基幹相談支援センターについてなくても、それに準じたものとしては東大和市は実施しておるということです。こちらについては先ほどのウエルカムのほうで精神保健福祉等の専門的な職員を置いた相談支援体制を整えているということで実施していくということになります。

93ページ、こちらのほうで住宅入居等支援事業というものがございます。こちらにつきましてはこれは必須事業になっているものなんですけれども、全国的にはまだまだの取り組

みということで、うちのほうも例えば精神障害者の方が精神科の病院に長期入院した後、誰も契約の手続きをしていただけないというようなことがあるということで、それをサポートする体制ということで、市においては精神障害者の地域移行というところとあわせて取り組みをしていきたいというふうに考えているところです。

続いて、4番、成年後見制度利用支援事業につきましては、主に国のほうでいっておりますところは費用の助成についてということで、東大和市においては従前から市長申し立てという、申し立てを誰がするのかというところで違いがあるんですけども、この市長申し立てというのは誰もその方について申し立てをするという人がいない場合に、普通ですと例えばご親族さん、親がもう既にない場合にはご兄弟ですとかがいらっしゃるんですけども、そういう方がもういない場合には市長がかわって申し立てをして、成年後見人をつけるということができるとは思いますが、そうした場合に報酬助成をしますよということで取り組んでおります。国のほうが求めているのはそれだけでは不十分だと。市長申し立て以外の人へも報酬助成を考えるべきではないかというようなことがいわれていますので、それについては今後検討するというような内容になっております。

それから、成年後見制度法人後見支援事業ということが掲げられていて、これは成年後見をする方が親族でできる場合には親族がやっているということですが、なかなか難しい問題もあってご親族さんでできないときには、今は弁護士さんとか税理士さんとか、そういう方が専門的な知識等を持った方がやっておりますけれども、それだけでは足りないだろうということで、法人後見という制度を確立していくべきだというようなことでもいわれております。これについての取り組みを進めようということですが、これは障害者だけじゃなくて、どちらかというと数でいうと高齢者が非常に多いんですね。そちらと一体的な制度ですので、そういう中で今後検討していくということにさせていただいております。

続いて、94ページです。コミュニケーション支援事業ということで、聴覚障害や意思疎通が困難な方への支援ということで、主に手話や要約筆記等の支援について述べているところです。当市におきましては、視覚障害者のための情報取得に対して音声で吹きかえた市報、こうみんかんだより、議会だより、定期刊行物としてこういうものを配布しております。なので、一定程度を目標としては達成しておるところですけれども、今後の方策としましては、その他の市の発行物の音声化を庁内に呼びかけていくということも、新たにつけ加えさせていただこうかと思っております。

続いて、95ページです。日常生活用具給付等事業、こちらのほうもご利用自体は見込みを上回るようなペースでくるとお思いますので、それをさらに増やしていこうということで目標を定めております。

続いて、移動支援ですね。こちらのほうにつきましても、29年度見込みが180人、1,500時間、それに対して28年度が194人、1,583時間で、人数、時間数と

も28年度時点で29年度見込みを上回るご利用状況にはあるので、それに沿った利用を見込んでいくということです。

ただ一方、下に丸が3つあるんですけれども、その真ん中の丸のところにありますとおり、ヘルパーが非常に不足しているということがあります。支給決定をしてもなかなか思った通りに使えないということがありますので、そのヘルパー不足等の課題の解決にも取り組んでいく必要があるかと。

それから、移動支援につきましては、この使い方についてさまざまなご要望があります。それらを市が実施主体で柔軟にできることが地域生活支援事業の特色なので、そういう意味でニーズ把握という根本の点で進めていこうということです。

続いて、96ページです。地域活動支援センター、こちらにつきましては先ほどの相談支援と重なります。ウエルカムに加えて、「は〜とふる」で実施していくというところでございます。

それから、最後のもう一つです。訪問入浴サービス、こちらについても重度の方というのが増えておりますので、利用が今後も増えていくと思われま。

それから、97ページです。就職支度金、こちらにつきましては利用を促進していくという意味で重点施策に関連しますので、ご利用は増えていくというふうに見込みます。

日中一時支援につきましては、こちらはやはり「は〜とふる」絡みなんですけれども、「は〜とふる」でも日中一時支援を実施すると。その中でも通所の利用の時間帯というのが大体3時半とか4時くらいなんです。そうすると、保護者の方の都合で今日は帰りますよとか、時には8時くらいまで見ていただくと助かるなというふうなご意見もありましたので、「は〜とふる」の開設にあわせて4時間未満という短い時間帯でのサービスを創設して対応しております。

次の自動車運転免許の助成、それから次のページで自動車改造費助成につきましては、引き続き利用を見込むということです。

一番最後の住宅設備改善です。こちらにつきましては、やはり重症心身障害児の方の増ということが影響していると思うんですが、28年度の実績件数、こちらが29年度見込みを上回るようなところがあります。それにあわせた30年度以降の見込みです。一度してしまうと同じ住居に関しては2回できないというルールがあるんですけれども、いろんな事情で成長に合わせてご利用するというのもございますので、今後増えていくということは思われま。

長々しく説明してすみませんでした。以上で、第5章の説明を終わりにしたいと思います。

〇A部会長 説明だけでも大変だったと思いますけれども、されるほうも聞いていただくのも大変だったと思いますけれども、次回は障害者基本法に基づく計画についてというのが我々にありましたので、今日、あと所定の時間は30分に限られていますので、今日で

おしまいということではなくて、次回についても本日の内容についてご意見等があればお受けしたいと思います。事務局のほうでそれはよろしいですか。

○事務局（小川障害福祉課長） はい。

○A部会長 じゃとりあえず、今日はできるところまでということで、ちょっと幾つか分けてて節ごとにしていきたいと思います。

まず、71ページから78までですね。こちらが第1節で数値目標というようなことになります。節ごとにお聞きしたいと思います。

この間のことについて、何か委員の皆様方からありますでしょうか。大きく1番が施設入所者の移行、2番目が精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、3番目が地域生活支援拠点等の整備、4番目が一般就労への移行、5番目が新たに障害児支援の提供体制の整備等というようなことになっております。

すみません、Aですが、やまとあけぼの学園の老朽化に伴うことがほかでも出てきているんですけども、学園の今後の老朽化対策というか計画というのは、とりあえず事項になって恐縮なんですけれども、簡単でいいですからどういうふうになっていますでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長） やまとあけぼの学園自体が東大和の公共の施設の最も古い建物になっておまして、その対策というのが実際に課題となっております。それにあわせて、子育て支援分のほうで今後の子育て施策ということで、子ども包括支援センター等と合築する形で一番最初にめどとして考えているところでは、総合福祉センターに事業が移行したみのり福祉園の跡地というか、跡の建物を利用して、そちらのほうはかなり面積的にも広いので、そちらに移してその他の子育ての機能、それから発達障害の相談というところも大きな課題になるので、それらも含めて一つの建物で対応していこうかと。その際に、こちらの障害児福祉計画の中で児童発達支援センターというものを置くということが基本とされましたので、それにあわせて今のあけぼの学園をセンターに転換していこうかということをお話しているということがございます。

○A部会長 ありがとうございます。

時期的なめどは。

○事務局（小川障害福祉課長） 建物自体が今もう既に空き家になっていますので、その活用という意味では着手はできるんですけども、今、公共施設の再編ということで全市的にいろいろ捉えた中で優先順位とか、そういうところでのお話になると思います。

○A部会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。いいですか。

はい、じゃ次に第2節ですね。79ページから86ページ、障害者サービスの見込み量との方策というところです。

ちょっと追っていきますが、79ページ、訪問系サービス、80ページ、日中活動系サ

ービス、大きな3番が84ページから居住系サービス、大きな4番が86ページ、相談支援サービスということになりますが、いかがでしょうか。

○委員B 私が前回お願いいたしました最重度の障害者のための入所施設の利用にあわせて、こういう事業も必要などころがあるから、自治体では難しいところもあるので、ここはちょっと利用ということに記載していただいて大変ありがたく思っております。

細かいことでちょっと恐縮ですが、2つだけご確認とご検討をお願いしたいところがございます。今、申しあげました実態が81ページの上の段でございますし、83ページの療養介護のところに出てくるんですけれども、ちょっと私は不勉強でピントはずれのことを申しあげてしまうかもしれないですけれども、この入所施設の記載は日中活動でももちろんかわりがあるんですけれども、主体は3節の居住系サービスのほうにいかなくていいのかなというのがそもそも1つということでございます。

ただ、もちろんここでも多少ご説明いただきました80ページの日中活動系サービスの中で、入所系と通所系の内訳が出てまいりますのでよろしいんだと思いますけれども、例えば83ページの(6)療養介護、これは日中に日ごろ市内のご自宅から通われてデイサービス、デイケアの支援をするという意味では、十分に意義があるということでもありますけれども、入所施設では24時間そこを住所として住まれて支援をお受けになるという支援中心の施設でもありまして、それは85ページの施設入所支援のところにもちょっと書くべきことではないかと思ったりするんですけれども、気にならないのでしょうか。

それで、その絡みで85ページの(2)施設入所支援のサービスの見込み量の一番最後のところに、現在、市内に入所施設はありませんと書いてあるんですけれども、これは本当なんでしょうか。東大和療育センターはこういう施設とは関係ないのでしょうか。

○事務局(小川障害福祉課長) いや、そこが今のご指摘のところと関係するんですけれども、東大和療育センターみたいな重症心身障害者の施設に関していいますと、この83ページの療養介護というのがそのサービスに当たるんです。

○委員B 療養介護は大体聞いたんですけども、昼じゃないですよ。夜だって療養介護はあります。

○事務局(小川障害福祉課長) それで、そこがこの障害者総合支援法上での位置づけですと、東大和療育センターと重症心身障害者施設に関していうと、あそこは病院だという位置づけなんですね。

○委員B いや、二枚看板だから、それだけじゃないですよ。

○事務局(小川障害福祉課長) それで、サービスとしてはここに書いてあるとおり、昼間は病院等において機能訓練、療養上の云々の世話をを行いますと。ですから、あそこに入所されている方については、実はこの療養介護というサービスを支給決定しているんです。

○委員B それは夜はおうちに帰れる方ですよ。

○事務局(小川障害福祉課長) いや、ではなくて、あそこの通所の部門については、8

0 ページにある生活介護の通所系のものになります。ですから、あれは療育センターの通所の部門というよりも、生活介護というサービスになります。なので、そこに。

○委員 B この療養介護はやっぱり広がるんですか。

○事務局（小川障害福祉課長） 療養介護は、入院されているという総合支援法上の扱いでは入院なんですね。

○委員 B いや、担当のほうの仕事に対して恐縮ですが、二枚看板だとして医療法上の病院の許可ももちろん受けていますから、あわせて総合支援法に基づく福祉施設としての看板もあるんですよ、間違いなく。それは24時間でございます。

○事務局（小川障害福祉課長） そこもこの日中の支援の部分も療養介護というところ。

○委員 B ですから、私はここに書くことは不適切だと申し上げているんじゃないかと、85 ページのほうに記載しなくてもよろしいのでしょうかということです。

○事務局（小川障害福祉課長） それで、さらにそこは療養介護という部分で見て、重症心身障害児の入所者については、この数から除くというのが何か国のルールで。

○委員 B ならば、よろしいです。

○事務局（小川障害福祉課長） 申しわけないです。

○委員 B それと、85 ページのところの施設入所支援ですね。現在、46 名の市民の方が利用されているとなっているかと思うんですけども、この方は全部市外ということでございますか。

○事務局（小川障害福祉課長） 市外というか、その重症心身障害者施設以外の入所者という意味なんですね。だから、国のほうもそこはそういう配慮で、要するにそれ以外の入所施設の入所者は減らせとっているんです。それを受けてうちのほうも3人減らします。だけれども、重症心身障害者施設はその枠外で。

○委員 B 枠外でそこから除外したもので。

○事務局（小川障害福祉課長） そうなんです。

そこについては、特に減らせとかという数値目標は、あえて国もそこは示していないということです。

○委員 B ありがとうございます。不勉強で申しわけございません。

それから、もう1点だけ。

83 ページの見込み量確保のための方策なんですけれども、東京都による効率的な整備が望まれるということで、とても本音ベースでそのとおりだと思ってしまうんですけども、役割分担論になりまして、都立施設での整備を真っ向から求めているというふうにもとれてしまいますので、そのところであれこれ出てくることもあるかと。「東京都のリーダーシップによる広域的な整備」にさせていただいたほうが問題なく市民全体の要望がストレートに東京都に届くかなと、ちょっと余計なことですけども、東京都によりますといろいろあって、都立施設では直営施設はもうつukらないとっていることもございますから、そ

の辺のことで余計なことですけれども申し上げました。

○A部会長 本当に東京都に怒られそうですが。

○委員B いやいや、それぐらいでもいいと思うんですよ、関係ないので。抑制し切れない病棟の関係なんですけれども、ただいたずらにぎくしゃくしても申しわけないかなと思って、僭越ですけれどもご検討いただければ、あとはお任せしたいと思います。

○A部会長 はい、結構でございます。

ちょっと前まで重症心身障害施設というのは児童福祉法に位置づいていて、特に重症心身障害施設については、制度上はちょっと前まで児童福祉法の中に入った児童福祉施設なんだけれども、実態的にはむしろ18歳以上の方の利用がとても多いというような特殊性があったりして、あとほかの障害施設関連もそうだと思いますけれども、あくまでもそのあたりの障害者自立支援法への移行の範囲があったり、今度は総合支援法になったときに児童福祉法への位置づけに戻ったりということで、いろいろな過程の中で課長がおっしゃるように、急激なというか、無理がある面である文章で地域への移行というところを考えた場合に、そのあたりは、うまい説明が落ちこちているんですけれども、そのあたりがまだなかなかうまいこと我々にも、市民にも伝わり切れていない。もっと言うと、その重心施設の実態についての社会の理解がまだまだ相手にしていない。そんなことがあるかと思えます。

余計なことを申し上げましたが、Aでした。

ほかに今の第2節の範囲について委員の方から何かございますでしょうか。

それでは、また次回にも何かありましたら別々で。

で、その次のところになります、第3節、障害児支援の見込み量とその確保のための方策ということで、87ページですが児童発達支援、医療型児童発達支援、88ページ、先ほど担当のほうからプラスアルファの説明がありました放課後等デイサービス、4番、5番が母子センター化を視野にというふうな支援ですね。6番目が障害児相談支援、7番目がコーディネーター、89、90ページ、そこまでのところですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、その次の第4節の地域生活支援事業の実施に関する事項ということで、これは必須事業とそうじゃないものの設定もありましたし、基本的には区市町村の独自事業ということの位置づけだと思うんですけれども、1番が理解促進研修・啓発事業、2番が自発的活動支援事業、92ページ、3番が相談支援事業、93ページ、大きな4番が成年後見制度利用支援、大きな5番が法人後見支援、94ページの大きな6番がコミュニケーション支援、95ページの7番が日中生活用具給付、大きな8番が移動支援事業、96ページにいきまして大きな9番が地域活動支援センター、最後の10番がその他ということになっております。

この範囲についてはいかがでしょうか。

Aですが、93ページの成人後見の法人後見についてなんですけれども、こちらは記述に加えてコメントが入っていますが、1個目は未実施で、先ほどの説明ですと高齢の方々との関係、特に認知症の方々のことが先ほどもありましたけれども、このあたりは大切な事業で多分だんだんとその必要性が高まっていくだろうなと思っているんですけれども、ほかの区市町村の実施の状況なんかを鑑みると、どの程度都内ではこの法人後見が区市町村の中に位置づいているのか。そのあたりがおわかりになれば聞きたいんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長） ちょっと正確な数値は私のほうでも押さえていないんですけれども、まだまだ法人後見が実施されている自治体というのは、多くないというような状況があるかと思います。東大和市で申し上げますと、社会福祉協議会に委託して、あんしん東大和というところですね。成年後見の支援の事業を行っております。その中でこの法人後見というところの視野に入れた展開を検討されているというところかなと思います。

あと、もう一つはこの成年後見制度についての法が整備されて、市町村ごとに実行計画をつくれというようなことになっておりますので、そういう中で今の後見制度に加えて、市民後見ですとか、法人後見というところをどう位置づけていくのかということを総合的にそういうふうに取り組んでいく必要があるかなと思って、ここの部分だけ突出した形で、市町村からしますと国のこの位置づけというのがここだけ突出して必須事項とされても、うーんという感じのところですか。そういう実感です。

○A部会長 ほかにある人は。よろしいですか。

そうしましたら、本日の議事につきましては1番、2番ということで、2番につきましてはご意見等がございましたので、次回の時にこの場でしたいと思っておりますけれども、本日ににつきましては以上で終了とさせていただきたいと思っております。

それでは、そのほかの議題については何かございますでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長） 長時間にわたりましてありがとうございます。

次回以降の日程についてご案内いたします。

当初、パブリックコメントを11月に実施するというのを予定しておりましたが、これは12月に部会報告ということがございまして、その関係もありまして11月14日に第4回の障害者部会を行うということにご案内させていただいております。19時から中央公民館の301号室でございます。そちらのほうで今日お示しできなかった第4章、それからこの前段の章を含めてご審議いただくということでございます。

それでは、その間に11月1日に全体会のご案内がいつているかと思いますが、そちらのほうも午後7時から第1・第2会議室ということでございます。その全体会におきましては、前回ご審議いただいた28年度の実施状況の報告、そちらのほうを部会長からしていただくようになると思いますので、その辺はぜひとも承知していただければと思います。

それにあわせて事務局のほうから、この次期の計画についての審議の中間報告ということでさせていただく予定であります。特にその中にご審議をいただくことは要求しないんですけれども、進捗状況を報告したいと思います。

そして、12月はパブリックコメントを予定しております。それに合わせまして市民説明会というのを、12月のちょっと押し詰まった時期なんですけれども、12月22日の金曜日の午後、それから細かな時間帯までまだ未定の部分がございますが、23日の土曜日の午前と午後という予定をしております。それで、そこで市民の方向けの説明を行うと、12月いっぱいくらいにパブリックコメントに基づいたご意見をいただくというような予定でございます。

それで、1つ語りたいことですが、その22日と23日の市民説明会、こちらのほうにつきましてここでいろいろ市民の方のご意見が出るということが想定されますが、それをこの部会として聞いておくべきであろうということでありまして、それを部会と位置づけて全ての会議ではなくて、それぞれ分担してご出席いただくような形で部会に位置づけるか、あるいはそこは事務局からの説明というところさせていただいて、またその市民説明会を含めたパブリックコメントの意見というものは1月に入ってとりまとめをして、そこは部会長、副部会長とやりとりということになるんですけれども、そういう形で委員の皆様にもご意見がありましたよということをお伝えして、それについてご意見をいただくというふうにはしたいと思いますが、部会としては1月はちょっと開くいとまがないということになります。そんなような予定ですので、22、23の市民説明会についてどのような位置づけで部会として望むのかというところを、ちょっとご議論いただいて決めさせていただければと思います。

○A部会長 22日の午後、あるいは23日が土曜日の午前、午後ということで、その3回の市民説明会が予定されていると、そういうことですね。

○事務局（小川障害福祉課長） はい。

○A部会長 そこに出席可能な方がいるかどうかはまず問題だと思うんですけれども、今日の急なお話ですので。

○事務局（小川障害福祉課長） 次回11月でもまだ大丈夫ではありますので。

○A部会長 そうしたら、次回のご案内をいただいちゃっているんで、多分もう次だったらその時の資料の送付がありますね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

○A部会長 その時に1枚でもいいので、お忘れにならないようにその説明会の日程とそれについての参加可能、不可能あたりのことを次回の部会の時に皆さんに送りたいと思いますので、私は金曜日の分は授業があるのでどうしても無理なんですけれども、そういったご都合を皆さんに確認させていただいて、その状況により部会の位置づけをどうするかということで、次回でも間に合いますか。よろしいですか。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。ちょっと日程だけでもお伝えしておかなければということで、今日、お知らせした次第です。

○A部会長　はい、わかりました。

○委員E　今の時点で出席できそうだとか、感触だけでも、私なんかはもう分かっていますので、23日は午前、午後、大丈夫です。

○事務局（小川障害福祉課長）　ありがとうございます。

○委員E　22日がちょっと午後は予定が入っております。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですか。

○委員E　22日、1人でも出席できそうだとかということがあれば成立していきますよね。

○事務局（小川障害福祉課長）　22日の金曜日の午後ですね。

○委員B　午後というのは何時ごろですか。

○事務局（小川障害福祉課長）　2時とか。

○委員E　そうすると、大体めどが通りますね。

○A部会長　もうちょっと早い時間になるかもしれないですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね、1時半とか。

○A部会長　じゃまだ頭の中に置いていただいて、金曜日は平日ですので午後1時半ぐらいからあたりをちょっと意識していただいて、次回の部会の時に確認させていただくと。

23日は、委員Eは大丈夫だということで、ありがとうございます。

じゃ、今日はそのぐらいまでのところでよろしいですか。

あとは全体会ということですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。

それで、1月も恐らく中旬に全体会をもう1回行うということになります。そこで計画案ということでまとめると、全体会ということですね。そういう流れを予定しております。ちょっと本当にタイトな日程で申しわけないんですけども、よろしく願いいたします。

○A部会長　この部会としては今日で、次が11月14日か。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。部会としては本当に14日が最終になります。

○A部会長　そういうことですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　はい。

○A部会長　じゃ全体会が11月と1月中旬に行われると。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。

○A部会長　11月は追加分ですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　はい。

○A部会長　以上ですね。

それでは、予定していた議題等につきましては全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の部会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。